

身体拘束等適正に関する基本的な考え方

令和8年6月

藤岡市国民健康保険鬼石病院

藤岡市国民健康保険鬼石病院の病院理念のもと「地域における役割を果たす」

「患者さんの権利」において、人権が公平に尊重される権利の保障。そのため、身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体的拘束等は緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止としています。

1) 緊急やむを得ない場合に該当する3要件の確認

【緊迫性】患者本人または他の患者の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

【非代替性】身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護（介護）方法がないこと

【一時性】身体拘束、その他の行動制限が一時的なものである

2) 緊急やむを得ない場合に該当するか検討を必要とされる患者の状態・背景

基本的に多職種間で協議します。

- ① 気管切開・気管内送管チューブ、中心静脈カテーテル、経管栄養チューブ、膀胱留置カテーテル、各種ドレーン等抜去することで、患者自身に生命の危機及び治療上著しく不利益が生じる場合
- ② 精神運動興奮（せん妄を含む意識障害、認知障害、見当識障害、薬物依存、アルコール依存）による多動・不穏が強度であり、協力が得れない、自傷、他傷などの害を及ぼす危険性が高い場合
- ③ ベッド・車椅子からの転倒・転落の危険性が著しく高い場合
- ④ 重症心障害等における行動障害（自傷行為や異食など）が頻回かつ切迫している場合
- ⑤ 検査・手術・処置で抑制が必要な場合
- ⑥ その他の危険行動（自殺・離院・離棟の危険性など）

以上いずれかの状態であり、且つ、上記の 3 要素をすべて満たすもの

やむを得ず、実際行う際には、ご家族に連絡し相談、確認、了解をいただきます。

また拘束等となったあとも、適宜関係者で確認しながら、安全な治療を継続しながら解除に向けて働きかけていきます。

当院では身体拘束最小化チームを多職種で構成し、定期的な回診、相談を行っています。

また、委員会を開催し状況共有と把握、対応、対策について各関係者、多職種で協議を継続していきます。

なにがございましたら、患者相談窓口までご連絡、お問い合わせをいただけますよう、お願いします。

今後も、患者様、ご家族との治療協力体制を作っていく所存ですので、ご協力お願いいたします。

